第151期
定時株主総会
招集ご通知

平成28年４月１日～平成29年３月31日

日　時　平成29年６月29日（木曜日）午前10時

場　所　名古屋市熱田区六野一丁目３番16号
当社本館１階ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照ください。）

書面およびインターネット等による議決権行使期限
平成29年６月28日（水曜日）午後５時15分まで

目次

- 招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 5
  - **第１号議案**　剰余金の処分の件
  - **第２号議案**　取締役13名選任の件
  - **第３号議案**　取締役の報酬等の額改定の件

（添付書類）
- 事業報告 …… 15
- 連結計算書類 …… 42
- 計算書類 …… 45
- 監査報告書 …… 47

日本碍子株式会社
（証券コード　5333）

(証券コード　5333)
平成29年６月７日

株　主　各　位

名古屋市瑞穂区須田町２番56号
日本碍子株式会社
取締役社長　大　島　　卓

第151期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第151期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年６月28日（水曜日）午後５時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月29日（木曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市熱田区六野一丁目３番16号
　　当社本館１階ホール
　　（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
３．目 的 事 項
　報 告 事 項　１．第151期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
　　事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の
　　連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第151期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）
　　計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役13名選任の件

第３号議案　取締役の報酬等の額改定の件

４．議決権の行使に関する事項

書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、下記①～④の書類につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。

①　新株予約権等に関する事項

②　連結注記表

③　株主資本等変動計算書

④　個別注記表

◎本添付書類は、監査役または会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイトアドレス　http://www.ngk.co.jp/IR/

議決権行使方法のご案内

■ 当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時 平成29年６月29日（木曜日）午前10時

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。受付開始時刻は、午前８時45分を予定しております。
◎株主様でない代理人および同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申しあげます。

■ 当日ご出席いただけない場合



書面（郵送）によるご行使

行使期限　平成29年６月28日（水曜日）午後５時15分まで

◎同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネット等によるご行使

行使期限　平成29年６月28日（水曜日）午後５時15分まで

◎４頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

パソコンまたはスマートフォンの場合



インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話の場合



iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

議決権行使サイト http://www.evote.jp/

議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

バーコード読取機能付の携帯電話等を利用して、QRコード※を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お持ちの携帯電話等の取扱説明書をご確認ください。

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使は、**平成29年6月28日(水曜日)の午後5時15分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

[ご注意事項]

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（"なりすまし"）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120−173−027
（受付時間 9:00〜21:00、通話料無料）

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームによる議決権行使

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開ならびに収益の状況等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金20円　　総額　6,432,892,520円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年６月30日（金曜日）

第２号議案　取締役13名選任の件

取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため、社外取締役を１名増員し、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	浜本英嗣（はまもとえいじ） (昭和24年７月20日生)	昭和48年３月　当社入社 平成11年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 平成17年６月　当社取締役専務執行役員 平成19年６月　当社代表取締役専務執行役員 平成23年４月　当社代表取締役副社長 平成26年６月　当社代表取締役会長（現任）	15,000株
	[取締役候補者とした理由] 浜本英嗣氏は、当社において財務、経理、人事等幅広い管理部門を経験し、当社の主要事業である電力事業本部、エレクトロニクス事業本部の本部長を経て、平成23年から代表取締役副社長、平成26年から代表取締役会長を務めております。当社における豊富な業務経験に基づく国際的な視野と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当ならびに
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>大島（おおしま） 卓（たく）
(昭和31年7月14日生)</td><td>昭和55年３月　当社入社
平成19年６月　当社執行役員
平成23年６月　当社常務執行役員
平成26年６月　当社代表取締役社長（現任）</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
大島卓氏は、当社入社後は生産技術部門に所属し、海外子会社の製造ライン立ち上げを経験しました。また電力貯蔵用ＮＡＳ®電池（ナトリウム／硫黄電池）の開発、量産に当初から携わり、世界初の大規模容量の蓄電池事業部門の長として設計、製造、市場開拓などに取り組みました。平成26年より代表取締役社長を務め、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>武内（たけうち） 幸久（ゆきひさ）
(昭和30年12月７日生)</td><td>昭和53年３月　当社入社
平成16年６月　当社取締役
平成17年６月　当社執行役員
平成20年６月　当社常務執行役員
平成23年６月　当社取締役常務執行役員
平成26年６月　当社取締役専務執行役員
平成27年６月　当社代表取締役副社長（現任）

（担当）
社長補佐、研究開発本部長、開発委員長</td><td>10,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
武内幸久氏は、研究開発部門で開発を主導した圧電マイクロアクチュエーターを事業化し、事業部長としてその運営に当たった経験を有しております。平成23年より取締役常務執行役員研究開発本部長として新製品の開発に取り組んでおり、平成27年からは代表取締役副社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当ならびに
重　要　な　兼　職　の　状　況</th><th>所有する当社の
株　　式　　数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>坂　部　進
（さかべ　すすむ）
（昭和33年８月15日生）</td><td>昭和56年３月　当社入社
平成19年６月　当社執行役員
平成22年６月　当社取締役執行役員
平成23年６月　当社取締役常務執行役員
平成27年６月　当社取締役専務執行役員（現任）

（担当）
財務部・資材部所管、東京本部長
（重要な兼職の状況）
メタウォーター株式会社社外取締役</td><td>9,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
坂部進氏は、当社入社後は主に財務部門における業務経験を積み、また国内・海外子会社の管理部門および事業部門の企画部長を務めました。現在は取締役専務執行役員として、会計・税務を中心に社内ルールの改定や組織再編、あるいは投資家との対話にも注力するなど、当社における豊富な業務経験と財務分野に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>蟹　江　浩　嗣
（かにえ　ひろし）
（昭和32年７月９日生）</td><td>昭和56年３月　当社入社
平成22年６月　当社執行役員
平成24年６月　当社常務執行役員
平成26年６月　当社取締役常務執行役員
平成27年６月　当社取締役専務執行役員（現任）

（担当）
セラミックス事業本部長、名古屋事業所長
（重要な兼職の状況）
NGK CERAMICS EUROPE S.A.取締役会長
NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司董事長</td><td>5,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
蟹江浩嗣氏は、産業プロセス事業部門の営業および企画等の事業運営に携わり、また秘書室長として本社部門管理の経験を有します。現在は取締役専務執行役員セラミックス事業本部長として当社最大の事業である同本部の運営を主導しております。当社における豊富な業務経験と同本部における知見および人脈を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	岩崎 良平（いわさき りょうへい） (昭和35年1月30日生)	昭和57年３月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員 平成28年６月　当社取締役専務執行役員（現任） （担当） 経営企画室・新事業企画室・秘書室・ コーポレートコミュニケーション部・人事部所管、 グループ会社統括 （重要な兼職の状況） NGKエレクトロデバイス株式会社取締役	10,000株
	[取締役候補者とした理由] 岩崎良平氏は、セラミックス事業部門の営業を経て、海外子会社経営、経営企画室長、エレクトロニクス事業本部長など、事業運営に関わる多様な実務上の経験を蓄積しました。現在は取締役専務執行役員として経営企画室、新事業企画室などの本社部門を所管し、当社における豊富な業務経験と事業運営に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		
7	齋藤 英明（さいとう ひであき） (昭和32年８月６日生)	昭和57年３月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成24年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員 平成28年６月　当社取締役専務執行役員（現任） （担当） 電力事業本部長、小牧事業所長	5,000株
	[取締役候補者とした理由] 齋藤英明氏は、当社入社後、産業プロセス事業部門の営業を経て、労働組合中央執行委員長、電力事業部門の営業部長などの役職を歴任しました。現在は取締役専務執行役員電力事業本部長として同本部の運営を主導しております。当社における豊富な業務経験と同本部における知見および人脈を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。		

<table>
<tr><th>候補者
番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当ならびに
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>石川修平
（昭和34年12月10日生）</td><td>昭和59年３月　当社入社
平成22年６月　当社執行役員
平成26年６月　当社常務執行役員
平成27年６月　当社取締役常務執行役員（現任）

（担当）
エレクトロニクス事業本部長、同本部電子部品事業部長
（重要な兼職の状況）
NGKエレクトロデバイス株式会社取締役会長</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
石川修平氏は、当社入社以来、金属事業部門の技術、開発に携わり、同部門における生産技術、新製品開発に関する知識を有しております。同部門の事業部長を経て、現在は取締役常務執行役員エレクトロニクス事業本部長として同本部の運営を主導しております。当社における豊富な業務経験と同本部における知見および人脈を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>佐治信光
（昭和33年７月３日生）</td><td>昭和59年３月　当社入社
平成25年６月　当社執行役員
平成26年６月　当社取締役執行役員
平成27年６月　当社取締役常務執行役員（現任）

（担当）
業務監査部・グループコンプライアンス部・法務部・
知的財産部・総務部所管、ＣＳＲ委員長、
内部統制委員長、大阪支社長</td><td>4,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">[取締役候補者とした理由]
佐治信光氏は、電力事業部門の営業、財務部門、海外子会社、社外団体出向など多様な業務を経験した後、複数の事業部門の企画部長を経て法務部長に就任しました。現在は取締役常務執行役員として法務・コンプライアンス関連部門を所管し当社の法令遵守を主導する立場にあるなど、当社における豊富な業務経験と法務分野における国際的な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
（生年月日）</th><th>略歴、地位および担当ならびに
重要な兼職の状況</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">10</td><td>丹羽智明
（昭和35年2月16日生）</td><td>昭和59年３月　当社入社
平成25年６月　当社執行役員
平成27年６月　当社取締役執行役員
平成28年６月　当社取締役常務執行役員（現任）

（担当）
製造技術本部長、環境経営統括部・品質統括部・
安全衛生統括部所管、設備委員長、環境委員長、
品質委員長、安全衛生委員長</td><td>3,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［取締役候補者とした理由］
丹羽智明氏は、エンジニアリング事業部門（現在は別会社として分離独立）および産業プロセス事業部門でのプラント技術部門の経験が長く、現在は取締役常務執行役員製造技術本部長として当社グループのものづくりを主導する役割を果たしております。当社における豊富な業務経験とプロジェクトマネジメントおよび製造技術に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">11</td><td>蒲野宏之
（昭和20年７月21日生）</td><td>昭和46年４月　外務省入省
昭和54年４月　最高裁判所司法研修所
昭和56年４月　弁護士登録
昭和63年10月　蒲野綜合法律事務所
代表弁護士（現任）
平成19年６月　株式会社小松製作所
社外監査役
平成19年７月　住友生命保険相互会社
社外取締役
平成21年４月　東京弁護士会副会長
平成23年６月　当社取締役（現任）
平成27年６月　ハウス食品グループ本社株式会社社外
監査役（現任）

（重要な兼職の状況）
蒲野綜合法律事務所代表弁護士
ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［社外取締役候補者とした理由］
蒲野宏之氏は、長年弁護士として法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務める等、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、現に当社の社外取締役としてコンプライアンス体制の強化や経営戦略の観点から意見を述べる等、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
12	中村利雄（なかむらとしお） (昭和21年７月22日生)	昭和45年４月　通商産業省入省 平成10年６月　大臣官房総務審議官 平成11年９月　貿易局長 平成12年６月　中小企業庁長官 平成19年11月　日本商工会議所・東京商工会議所専務理事 平成21年10月　株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構）社外取締役（現任） 平成23年６月　当社取締役（現任） 平成28年３月　公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長（現任） 平成28年５月　株式会社アオキスーパー社外取締役（現任） 平成28年６月　ＳＭＫ株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役 公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長 株式会社アオキスーパー社外取締役 ＳＭＫ株式会社社外取締役	0株
	［社外取締役候補者とした理由］ 中村利雄氏は、通商産業省貿易局長や中小企業庁長官を歴任し、また日本商工会議所の専務理事を務める等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めてきております。その経歴を通じて培った見識と豊富な経験を活かし、現に当社の社外取締役として事業判断の根拠の明確化について意見を述べる等、当社の業務執行への提言および経営の監督を適切に行っていることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
13	新任 浜田恵美子（はまだえみこ） （昭和33年11月23日生）	昭和59年４月　太陽誘電株式会社入社 平成13年12月　同社技術グループ技術品証統括Ｒ技術部長 平成15年９月　同社技術グループ総合研究所基礎開発部主席研究員 平成20年11月　国立大学法人名古屋工業大学産学官連携センター准教授 平成23年４月　同大学産学官連携センター、大学院産業戦略工学専攻教授 平成24年４月　同大学コミュニティ創成教育研究センター教授 平成27年５月　国立研究開発法人科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム第３分野プログラムオフィサー（現任） 平成28年７月　国立大学法人名古屋工業大学非常勤講師（現任） 平成28年８月　国立大学法人名古屋大学客員教授（現任） （重要な兼職の状況） 国立研究開発法人科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム第３分野プログラムオフィサー 国立大学法人名古屋工業大学非常勤講師 国立大学法人名古屋大学客員教授	0株
	［社外取締役候補者とした理由］ 浜田恵美子氏は、太陽誘電株式会社に在籍中、ＣＤ－Ｒ（記録できるＣＤ）の発明および世界初の製品化を主導する等の顕著な業績を挙げ、その後は名古屋工業大学教授、名古屋大学客員教授として産学官連携を主体とした研究活動に携わってきました。その経歴を通じて培った見識を活かし、当社の技術開発をはじめとする業務執行への提言および経営の監督を適切に行えるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。		

（注）１．当社は過去２年間に、蒲野宏之氏に対し、独立委員会の委員長職を委託し、その対価および費用を支払っておりましたが、今後、支払う予定はありません。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 蒲野宏之氏、中村利雄氏および浜田恵美子氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者です。当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、中村利雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。また、本総会において蒲野宏之氏、中村利雄氏および浜田恵美子氏の選任が承認された場合には、蒲野宏之氏、中村利雄氏および浜田恵美子氏を独立役員とする独立役員届出書を提出する予定です。

(2) 蒲野宏之氏、中村利雄氏および浜田恵美子氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の各候補者欄に記載の、社外取締役候補者とした理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(3) 蒲野宏之氏および中村利雄氏は、現に当社の社外取締役であり、両氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

(4) 責任限定契約の内容の概要
当社は現在、蒲野宏之氏および中村利雄氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その

職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、浜田恵美子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(5) 社外取締役候補者の兼職先と当社との関係は以下のとおりです。

社外取締役候補者	兼職先	当社からみた当該兼職先との関係	当連結会計年度における取引の規模
蒲野宏之	蒲野綜合法律事務所	なし	－
	ハウス食品グループ本社株式会社	なし	－
中村利雄	株式会社地域経済活性化支援機構	なし	－
	公益財団法人全国中小企業取引振興協会	研修費等の支払い	当社連結営業費用の0.1%未満
	株式会社アオキスーパー	なし	－
	ＳＭＫ株式会社	なし	－
浜田恵美子	太陽誘電株式会社	セラミックス製品等の販売	当社連結売上高の0.1%未満
	国立大学法人名古屋工業大学	研究費等の支払い	当社連結営業費用の0.1%未満
	国立研究開発法人科学技術振興機構	なし	－
	国立大学法人名古屋大学	電子工業用製品等の販売	当社連結売上高の0.1%未満
		研究費等の支払い	当社連結営業費用の0.1%未満

(6) 浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。

第３号議案　取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年６月28日開催の第141期定時株主総会の決議で、年額８億円以内（うち社外取締役3,000万円以内）となり今日に至っておりますが、社外取締役の一層の活用（人員の増員および経営監督機能の強化）を可能とするため、年額８億円以内という総枠は変えることなく、そのうちの社外取締役の報酬枠を3,000万円以内から6,000万円以内に増額いたしたいと存じます。

現在の取締役は12名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと13名（うち社外取締役３名）となります。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、一部に弱さがみられたものの雇用や所得環境の改善から緩やかな回復基調が続きました。海外では、新興国の成長が鈍化した一方、米国や欧州など先進国経済は堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、セラミックス事業では、中国・欧州市場の乗用車販売並びに中国市場のトラック販売が増加したこと等により自動車関連製品の物量が増加しました。エレクトロニクス事業では、半導体の高積層化・微細化を背景に半導体製造装置用セラミックス製品の物量が増加した一方、中国の携帯基地局向けにセラミックパッケージの需要が減少しました。電力関連事業においては、がいしの海外向け出荷が減少したほか、電力貯蔵用ＮＡＳ®電池（ナトリウム／硫黄電池）は大口出荷が無く低調でした。これらの結果、電力関連事業の出荷減や為替円高の影響により当連結会計年度における売上高合計は、前期比7.9％減の4,012億66百万円となりました。

利益面では、売上高の減少に加え、研究開発費等の費用増により、営業利益は前期比21.9％減の632億12百万円、経常利益は同20.8％減の645億57百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、特別利益として投資有価証券売却益52億48百万円を計上した一方、特別損失として競争法関連損失引当金繰入額63億13百万円や固定資産減損損失41億61百万円を計上し、過年度法人税等に移転価格税制に基づく更正処分の見込み額112億13百万円を計上した結果、前期比31.8％減の363億79百万円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

〔電力関連事業〕

当事業の売上高は、528億25百万円と前期に比して36.8%減少いたしました。

がいしは国内電力会社向けの出荷が堅調に推移した一方、北米の取替需要が低迷したことなどから減収となりました。ＮＡＳ®電池は大口案件の出荷が無く低調でした。

利益面では、売上高の減少等により、前期25億77百万円の営業利益から66億22百万円の営業損失となりました。

〔セラミックス事業〕

当事業の売上高は、2,452億21百万円と前期に比して2.4%減少いたしました。

自動車関連製品は、欧州市場の乗用車販売が好調であったことに加えて、中国市場で小型乗用車の減税策による販売増や過積載車両の取り締まり厳格化に伴うトラック販売増などから、触媒用セラミックス担体（ハニセラム、大型ハニセラム）やＮＯｘセンサーの物量が増加しました。売上高は、物量が増加した一方で為替円高の影響により前期比減収となりました。産業機器関連製品は、国内や中国の客先で車載用リチウムイオン電池関連の設備投資が増加し、加熱装置を中心に増収となりました。

営業利益は、自動車関連製品や産業機器関連製品の物量が増加したものの、円高の影響に加えて開発費や増産設備の立ち上げ費用が増加したことなどから前期比8.5%減の646億35百万円となりました。

〔エレクトロニクス事業〕

当事業の売上高は、1,035億７百万円と前期に比して2.0%増加いたしました。

半導体製造装置用セラミックス製品は、半導体の高積層化・微細化を背景に半導体メーカーやファウンドリの設備投資が高水準で継続し、半導体製造装置向けの出荷が堅調で前期比増収となりました。金属は、中国市場の産業機器向けを中心にベリリウム銅製品の出荷が増加したものの、為替円高の影響により売上高は微増にとどまりました。電子部品は、主に中国市場でセラミックパッケージの需要が減少し、減収となりました。また、連結子会社の双信電機株式会社におきましては、産業機器分野の製品需要が低調で減収となりました。

営業利益は、円高の影響に加えて電子部品や双信電機の減収が影響し、前期比31.6%減の52億50百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループが事業領域とするエネルギー・エコロジー・エレクトロニクスの分野では、社会の要請や技術革新などを背景に事業機会が拡大すると予想されます。こうした状況のもと、当社グループは、自動車関連製品や半導体製造装置用セラミックス製品の増産投資及びその他新製品の量産設備投資を中心に今後３年間で3,000億円規模の設備投資を実施する予定です。2017年度は、将来の成長に向けての基盤整備と新規事業の確実な立上げを重点課題とし、以下の施策に取り組んでまいります。

① 既存事業の競争力強化－新・ものづくり構造革新

当社グループは、技術先進性をベースにした製品価値の向上と革新製造プロセスによる生産性向上に取り組んでおります。新・ものづくり構造革新では、既存設備の利用効率向上にも注力し、新規投資は優先順位をつけて確実な成果につなげます。

自動車関連製品については、各国の排ガス規制強化や自動車販売台数の増加に伴う世界的な需要拡大に対応し、最新鋭の生産ラインを着実に海外展開して高効率なグローバル生産体制を構築することで、事業の持続的な成長を目指します。新規に本格生産を開始するポーランド第２工場（ＳｉＣ製ディーゼル・パティキュレート・フィルター）や石川工場（ＮＯｘセンサー）を安定稼動させると共に、タイ工場（ハニセラム）の立上げを着実に進めてまいります。半導体製造装置用セラミックス製品については、半導体の高集積化や微細化を背景に需要が拡大すると同時に技術面での要求が厳しさを増しており、増産投資を着実に進めると共に高機能品の開発や革新製法の確立に努め、競争力を高めてまいります。

一方、がいしについては、低操業下でも黒字を確保できる事業構造への再構築を進めます。ＮＡＳ®電池については、国内では系統設置案件の受注獲得を目指すほか、海外では実証試験を梃子に蓄電事業への参入を図るなど需要創出に努めてまいります。

② 新製品・新規事業の創出－2017 Challenge 30 から Keep up 30 へ

当社グループは、売上高に占める新製品の比率を2017年度に30％まで引き上げる「2017 Challenge 30」を全社目標に掲げて新製品・新事業の創出に取り組んでおり、目標を達成できる見込みです。次年度以降についても、新製品売上高比率30％以上を維持し続ける「Keep up 30」を目標に掲げてまいります。

新製品の取り組み例としては、ＬＥＤ・レーザー等オプト分野向けに開発中の、紫外ＬＥＤ用マイクロレンズや窒化ガリウム（GaN）ウエハーの事業化促進を目的に「オプト部材プロジェクト」を2017年４月に発足致しました。昨年度に発足させた「セラミックス電池プロジェクト」と共に製造技術本部・研究開発本部・事業部・本社部門が連携して製品開発や量産設備開発、顧客開拓に取り組み、新規事業の立上げを円滑に進めます。

更には、継続的に新製品を創出するため、顧客提案力を強化し、ニーズを的確に捉えた探索活動も推進してまいります。

③　グローバル経営の強化

当社は、海外20カ国に46のグループ会社を展開し、うち23社において製造を行っております。

海外でのビジネスがますます拡大する中、全てのグループ構成員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動するよう環境整備を進め、これにより経営の透明性と自律性を高めてまいります。

環境経営の観点からは、事業活動を行う全拠点、全プロセスで率先して環境負荷の低減に取り組み、地球環境の保全に貢献します。「第４期環境行動５カ年計画」の下、「新・ものづくり構造革新」と環境負荷低減を連携して、グローバル規模でCO_2と排出物の削減に取り組むほか、自動車排ガス浄化関連製品を中心に環境貢献製品の売上を伸ばしてまいります。また、社会的要請の高まりに応えるため、生物多様性保全や、水資源に関するリスク管理と水利用の効率化への取り組みも強化致します。

コンプライアンス体制としては、過去に生じた競争法違反の再発防止策として、国際的な水準に沿った競争法遵守プログラムを実施する体制の下、経営トップからの継続的なメッセージの発信、各国の法制に従い各国言語で編集した「競争法ハンドブック」の活用などにより、国内外グループ会社の役員・従業員を含めて法令遵守の徹底を図っております。また、不正及び競争法・海外腐敗行為防止法などの法令違反を防止する仕組みとして、当社グループの役員・従業員から社外弁護士経由で経営倫理委員会に直接報告できる内部通報制度「ホットライン」を設置し更なる強化を図っております。

グローバル展開を支える本社機能については、「本社力アップ」活動を通じて専門性を高めながら各拠点との連携を強め、事業環境変化への対応力を一層強化しております。

④　人材育成と働き方改革

人材育成の面では、当社は会社の成長をけん引する若手や中堅層の人材を育成・創出するために、一般従業員の人事制度を改定し、誰もがより高い職域や職責に自らの意思で積極的にチャレンジできる仕組みとしました。同時に、65歳定年制を導入し、長年培った経験や高いスキル、さまざまな専門性を持ったベテラン層の一層の活躍を図り、従業員が60歳以降も安心して変わらない働きができる環境を整備しております。介護負担や重大な疾病を抱える従業員のための勤務制度も拡充しております。更には、女性社員が成長とやりがいを感じて活躍できる風土づくりに向けた取り組みを開始しております。

事業の拡大に伴い従業員が増加する中、業務の基本である「安全」、「品質」、「環境」、「ＣＳＲ」を徹底すると共に、一人ひとりが最大限に力を発揮して、各事業の今後の飛躍に向けて将来の果実を育んでまいります。

当社グループは、こうした取り組みを通じて経営基盤のさらなる強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、資本効率重視、株主重視の経営を継続してまいります。株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において、既存設備の更新のほか、自動車関連事業及び半導体製造装置用セラミックス製品の生産体制拡充を重点に、総額601億１百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金に充当することを目的として、金融機関からの長期借入により301億21百万円を調達しました。

(5) 主要な借入先及び借入額 (平成29年３月31日現在)

借入先	借入金残高
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Polska) S.A.	28,749百万円
第一生命保険株式会社	28,000百万円
明治安田生命保険相互会社	27,000百万円
シンジケートローン	25,000百万円
日本生命保険相互会社	20,000百万円
株式会社国際協力銀行	19,112百万円
株式会社大垣共立銀行	10,000百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,500百万円
Bank of Ayudhya PCL	2,151百万円
株式会社愛知銀行	1,500百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を幹事とする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

(6) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	308,671	378,665	435,797	401,266
営業利益 (百万円)	44,252	61,577	80,898	63,212
経常利益 (百万円)	45,819	61,068	81,498	64,557
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	27,045	41,504	53,316	36,379
1株当たり当期純利益 (円)	82.82	127.11	163.28	112.71
総資産 (百万円)	614,219	702,234	711,897	759,434
純資産 (百万円)	344,453	404,001	417,972	427,593
(参考)				
連結子会社	53社	58社	59社	58社
持分法適用会社	2社	2社	2社	2社

(注) 当連結会計年度の状況につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項」の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

(7) 重要な子会社の状況(平成29年３月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
エナジーサポート株式会社	5,197百万円	100.0%	配電機器製品の製造及び販売
NGK CERAMICS USA, INC.(米国)	15百万米ドル	(注)１ 100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK CERAMICS EUROPE S.A.(ベルギー)	158百万ユーロ	100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(中国)	901百万元	(注)２ 100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)の製造及び販売
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.(ポーランド)	240百万ポーランドズロチ	(注)１ 95.0%	ディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)、ＮＯｘセンサー、自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.(メキシコ)	116百万米ドル	95.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体並びにディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)の製造
双信電機株式会社	3,806百万円	40.6%	電子工業用製品の製造及び販売
NGKエレクトロデバイス株式会社	3,450百万円	100.0%	セラミックパッケージ並びにセラミック製電子工業用部品の製造及び販売

(注) １．子会社による間接所有のものです。
２．間接所有による持分を含む比率です。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容(平成29年３月31日現在)

部　門	主　要　製　品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用ＮＡＳ®電池（ナトリウム／硫黄電池）
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	半導体製造装置用セラミックス製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品

(9) 主要な営業所及び工場　(平成29年３月31日現在)

当　社	本　　社	愛知県名古屋市瑞穂区須田町２番56号
	営業拠点	東京本部、大阪支社、札幌営業所、仙台営業所、北陸営業所（富山市）、 名古屋営業所、広島営業所、高松営業所、福岡営業所
	生産拠点	名古屋工場、知多工場（愛知県半田市）、 小牧工場（愛知県小牧市・春日井市）、石川工場（石川県能美市）
	研究開発拠点	研究開発本部（名古屋市）他
子会社	国　　内	生産拠点：エナジーサポート株式会社（愛知県犬山市） 双信電機株式会社（長野県佐久市） NGKエレクトロデバイス株式会社（山口県美祢市） エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社（愛知県小牧市）他
	海　　外	営業拠点：NGK-LOCKE, INC.（米国） NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.（米国） NGK ELECTRONICS USA, INC.（米国） NGK EUROPE GmbH（ドイツ）他 生産拠点：NGK CERAMICS USA, INC.（米国） NGK CERAMICS EUROPE S.A.（ベルギー） NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司（中国） NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.（ポーランド） NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.（メキシコ）他

(10) 従業員の状況 (平成29年３月31日現在)

部　　門	就　業　人　員	
電力関連事業	2,237名	(451名)
セラミックス事業	9,115名	(2,399名)
エレクトロニクス事業	5,157名	(523名)
全社(共通)	1,008名	(78名)
合計	17,517名	(3,451名)

(注) 1．就業人員数の（　）内は、臨時雇用者数で年間の平均人員を外数で記載しております。
2．当社の就業人員は、3,937名です。

2．当社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (平成29年３月31日現在)

① 発行可能株式総数　735,030,000株
② 発行済株式の総数　327,560,196株（自己株式5,915,570株を含む）
③ 株主数　20,338名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	38,101	11.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	27,780	8.63
第一生命保険株式会社	21,457	6.67
明治安田生命保険相互会社	18,695	5.81
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	10,292	3.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	4,857	1.51
野村信託銀行株式会社（投信口）	4,650	1.44
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,387	1.36
日本生命保険相互会社	4,313	1.34
全国共済農業協同組合連合会	4,309	1.33

（注）１．当社は、自己株式5,915,570株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、上記持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除した株数を基準として算出し、小数点第３位以下を切捨てとしております。

2．平成28年６月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行並びにその共同保有者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社、三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及び、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が平成28年６月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
	千株	%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	10,292	3.14
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	19,195	5.86
三菱ＵＦＪ国際投信株式会社	3,437	1.05
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	390	0.12
計	33,314	10.17

3．平成28年７月６日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成28年６月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
	千株	%
三井住友信託銀行株式会社	7,603	2.32
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	615	0.19
日興アセットマネジメント株式会社	8,222	2.51
計	16,440	5.02

4．平成28年９月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が平成28年９月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
	千株	%
ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	435	0.13
野村アセットマネジメント株式会社	19,629	5.99
計	20,065	6.13

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等

(平成29年３月31日現在)

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役会長		浜本英嗣
代表取締役社長		大島卓
代表取締役副社長	社長補佐、研究開発本部長、開発委員長	武内幸久
取締役専務執行役員	財務部・資材部所管、東京本部長、 メタウォーター株式会社社外取締役	坂部進
取締役専務執行役員	セラミックス事業本部長、名古屋事業所長、 NGK CERAMICS EUROPE S.A.取締役会長、 NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司董事長	蟹江浩嗣
取締役専務執行役員	経営企画室・新事業企画室・秘書室・広報室・人事部所管、 グループ会社統括、 ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社取締役	岩崎良平
取締役専務執行役員	電力事業本部長	齋藤英明
取締役常務執行役員	エレクトロニクス事業本部長、知多事業所長、 ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社取締役会長	石川修平
取締役常務執行役員	業務監査部・ＣＳＲ推進室・グローバルコンプライアンス室・ 法務部・知的財産部・総務部所管、 グローバルコンプライアンス室長、ＣＳＲ委員長、 内部統制委員長、大阪支社長	佐治信光
取締役常務執行役員	製造技術本部長、環境経営統括部・品質統括部・ 安全衛生統括部所管、設備委員長、環境委員長、品質委員長、 安全衛生委員長	丹羽智明
取締役	蒲野綜合法律事務所代表弁護士、 ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役	蒲野宏之
取締役	株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役、 公益財団法人全国中小企業取引振興協会会長、 株式会社アオキスーパー社外取締役、SMK株式会社社外取締役	中村利雄
常勤監査役		水野丈行
常勤監査役		杉山謙
監査役	コナミホールディングス株式会社社外監査役、 一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事・会長	田中節夫
監査役	株式会社牧野フライス製作所社外取締役	寺東一郎

（注）1．当事業年度中の取締役の地位の異動

① 平成28年６月29日付にて岩崎良平氏、齋藤英明氏の地位は、取締役常務執行役員から取締役専務執行役員に変更となりました。

② 平成28年６月29日付にて丹羽智明氏の地位は、取締役執行役員から取締役常務執行役員に変更となりました。

2．重要な兼職の状況に係る異動

① 取締役中村利雄氏は、平成28年５月26日付にて株式会社アオキスーパー社外取締役に、平成28年６月22日付にてSMK株式会社社外取締役に、各々、就任しました。

② 監査役寺東一郎氏は、平成28年６月29日まで株式会社百十四銀行社外監査役を務めておりましたが、同日付にて退任しました。

3．取締役蒲野宏之氏、取締役中村利雄氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、中村利雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

4．監査役田中節夫氏、監査役寺東一郎氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、寺東一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5．監査役杉山謙氏は、長年当社の財務業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6．監査役寺東一郎氏は、長年にわたる金融機関等での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

7．当社には、当事業年度中に株式会社百十四銀行からの借入れがありましたが、平成28年９月末に返済しており、当事業年度末時点で同行からの借入れはありません。また、当社は、当事業年度中に公益財団法人全国中小企業取引振興協会に対し研修費等の支払いを行っております。

8．当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の13名です。

（平成29年３月31日現在）

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
常務執行役員	セラミックス事業本部技術統括部長、同本部センサ事業部長	倉知　寛
常務執行役員	エレクトロニクス事業本部ＨＰＣ事業部長	手嶌孝弥
執行役員	セラミックス事業本部営業統括部長、 NGK EUROPE GmbH　取締役社長	松田　敦
執行役員	電力事業本部ＮＡＳ事業部長、小牧事業所長	美馬敏之
執行役員	研究開発本部副本部長、 同本部ＳＯＦＣプロジェクトリーダー	酒井　均
執行役員	セラミックス事業本部製造統括部長、 NGK CERAMICS USA, INC. 取締役会長	松田弘人
執行役員	製造技術本部製造技術統括部長	辻　裕之
執行役員	ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社代表取締役社長、 エレクトロニクス事業本部長付	山田智裕
執行役員	人事部長	山田忠明
執行役員	エレクトロニクス事業本部金属事業部長	加藤　明
執行役員	電力事業本部ガイシ事業部長	小林　茂
執行役員	研究開発本部機能材料プロジェクトリーダー	七瀧　努
執行役員	セラミックス事業本部産業プロセス事業部長	井上昌信

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	12人 （2）	718百万円 （26）
監査役 （うち社外監査役）	4 （2）	85 （26）
計 （うち社外役員）	16 （4）	803 （52）

（注）1．上記報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬75百万円及び取締役（社外取締役を除く）に対する役員賞与の支給見込額を含めております。

2．平成19年６月28日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額を年額800百万円（うち社外取締役30百万円。但し、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬は含まない）、取締役(社外取締役を除く）の株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬限度額を年額200百万円、監査役の報酬限度額を年額100百万円と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

イ．社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	蒲 野 宏 之	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験及び専門性を活かして、コンプライアンス体制の強化や経営戦略の観点から意見を述べております。
	中 村 利 雄	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、経済産業行政における豊富な経験及び実績を活かして、事業判断の根拠の明確化等について意見を述べております。
社外監査役	田 中 節 夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会14回の全てに出席し、警察行政における豊富な経験及び実績を活かして、人材育成策やリスク管理体制の強化等について意見を述べております。
	寺 東 一 郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回、監査役会14回の全てに出席し、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社ニコンにおける経営者としての経験及び幅広い見識を活かして、財務政策等について意見を述べております。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年６月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の概要)

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

(3) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	66百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	123百万円

（注）１．当社監査役会は、会計監査人から監査項目の内容と予定監査時間等の算定根拠について説明を受け、また、監査報酬の推移と増減理由も確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意をしております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額を記載しております。

３．当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「海外子会社内部監査支援業務」等の対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

3．コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

これを実現するために監査役会設置会社を選択し、コーポレートガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議や各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、当社は執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

更には、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。

当社は、今後も引き続き、より充実したコーポレートガバナンス体制を実現してまいります。

４．業務の適正を確保するための体制等

(1) 当該体制等についての取締役会決議の内容

当社が業務の適正を確保するための体制等として取締役会において決議した事項は、当事業年度末日現在、次のとおりであります。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を構築する。

① 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ） 取締役会は子会社を包含する企業行動指針（以下、「グループ企業行動指針」という。）を制定し、取締役が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定め、取締役はこれを遵守するものとする。

（ロ） 取締役会のほか社長以下の業務執行機関が、内部統制システムの構築及び運用にあたるものとする。内部監査の専門部署として業務監査部を設置し、各部門の業務執行状況の監査を行うほか、ＣＳＲ委員会を設置し、内部統制システムの構築及び維持・向上を図るものとする。また、内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行うものとする。

（ハ） ＣＳＲ委員会の下部組織としてコンプライアンスに関する担当専門分科会（コンプライアンス専門分科会）を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図るものとする。法令・社内規則違反その他グループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとして「ヘルプライン制度」を設置し、ヘルプライン制度運用規定に基づき運営する。

(二) 社外役員を主要な構成員とし、当社の役員等が関与する不正及び法令違反並びに競争法及び海外腐敗行為防止法への対応（以下、「本件事項」という。）を取扱う経営倫理委員会を設置する。本件事項に係る内部通報については、ヘルプライン制度とは別に設置する「ホットライン制度」を利用するものとする。ホットライン制度においては予め指定された外部の弁護士が内部通報を受理し、本委員会に直接報告するものとする。本件事項については本委員会が取締役会に直接報告する管理体制を構築し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。

(ホ) 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じるものとする。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規定等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の実施決裁プロセス並びに戦略会議において、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。

(ロ) 法令・倫理・事件・事故、災害、品質、環境、輸出管理、安全衛生に関する全社横断的な重大なリスクに関しては、危機管理基本規定に基づき、日々のリスク管理を関係職制により行うとともに、それぞれＣＳＲ委員会、中央防災対策本部、ＢＣＰ対策本部、品質委員会、環境委員会、安全保障輸出管理／特定輸出・通関管理委員会、安全衛生委員会、経営倫理委員会を設置し、これを回避・予防するものとする。

④ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、教育審議会、開発委員会、設備委員会、品質委員会、環境委員会、ＣＳＲ委員会、内部統制委員会を設置し、総合的に審議・調整を行うものとする。

(ロ) 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規定・各種決裁手続規定によって、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図るものとする。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ) 取締役会は、グループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定めるとともに、コンプライアンス専門分科会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施や「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図るものとする。

(ロ) 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとする。

(ハ) 業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施し、適切な統制が行われる体制が構築・運営されることを確保するものとする。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)　子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(a) 子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、グループ会社統括事務局である経営企画室に報告するものとし、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくＣＳＲ委員長に報告するものとする。

(b) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のＣＳＲ委員会に報告するものとする。

(ロ)　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受け、設備投資、資金借入れ、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。

(ハ)　子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。

(b) 子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規定を作成させ、これらの規定においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。

(二)　子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社に共通するグループ企業行動指針を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備するものとする。また、子会社への監査役の派遣及び当社の業務監査部による内部監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図るものとする。当社の「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」については、子会社の役職員も利用可能とする。但し、上場子会社においては、独自のヘルプライン制度を備えるものとする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する制度を整備するものとする。

⑦ 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処するものとする。

⑧ 当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとする。

⑨ 当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行うものとする。

⑩ 当社監査役への報告に関する体制

(イ) 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

(a) 取締役は、上記①に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

(b) 使用人は、上記⑤に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとし、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。

(c) コンプライアンス体制の運用状況、「ヘルプライン制度」の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。

(ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「役職員」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(a) 子会社の役職員又は上記⑥(イ)(a)の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。

(b) 当社監査役は、定期的に子会社監査役との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。

(c) 子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス専門分科会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。

⑪ 上記⑩の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

⑫ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置するものとする。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じるものとする。

⑬ その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

なお、当社は、委員会名称変更の反映等のため、平成29年３月21日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制等」を改定する旨決議しており、上記は改定後のものです。

(2) 当該体制等の運用状況の概要

① 業務の適正確保に係る重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は13回開催され、重要な業務執行の決定や当該決定に基づく業務執行の状況の報告がなされており、取締役の職務執行の適正を確保すべく、職務執行の監督がなされております。主に取締役会メンバーが参加する経営会議は22回開催され、グループ経営の観点を含め業務執行全般について社長の意思決定を助けるべく、総合的な審議を行っております。取締役に加え各議題に係る業務執行者が参加する戦略会議は19回開催され、経営上の重要な課題等について問題点の抽出や解決方策の検討等を行っております。ＣＳＲ委員会は３回開催され、法令・倫理の遵守や情報セキュリティ管理に係る活動の報告、審議を行っております。コンプライアンス専門分科会は５回開催され、ヘルプライン及びコンプライアンス教育の運営に関する報告、審議を行っております。内部統制委員会は３回開催され、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関する審議を行っております。ＣＳＲ委員会・コンプライアンス専門分科会・内部統制委員会においては、監査役がオブザーバーとして参加し、これらの会議における報告、審議に係る情報を入手しております。経営倫理委員会は６回開催され、役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行為防止法への対応、ホットラインの運営に関する報告、審議を行っております。特に、競争法遵守については、取締役会が遵守プログラムを策定し、競争法全社統括責任者が経営倫理委員会による監督の下で当該プログラムを実施し、その運用状況を取締役会に報告する体制を構築しております。当社においては、上記のほか、業務の適正確保のみならず、リスク管理や業務執行の効率化の観点から、各種の委員会が開催され、実質的な審議が行われております。

② 内部通報制度及び子会社情報の管理に係る状況

ヘルプライン及びホットラインについては、その通報窓口が社内に周知され、各規定に従って適切に運用されております。子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）については、グループ会社統括事務局である経営企画室を通じ、グループ会社統括執行役員に適切に報告がなされております。加えて、子会社におけるコンプライアンス上の問題や事件・事故については、ＣＳＲ委員長に適切に報告がなされております。

③ コンプライアンス教育の実施状況

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、各使用人の入社、昇格・昇級及び海外赴任のタイミングで、各対象者に対しそれぞれコンプライアンスに関する研修を実施しているほか、主に基幹職を対象に法令等の解説を行う法令／コンプライアンス連絡会を実施しております。加えて、社外弁護士を講師とし新任役員を対象に会社法及び競争法についての解説を行う研修や、社外弁護士を講師とし役員と基幹職を対象に競争法についての解説を行うコンプライアンス講演会等を実施しております。

④ 内部監査の実施状況

内部監査部門である業務監査部は、決裁申請や経費精算のモニタリング監査のほか、競争法・下請法・安全保障輸出管理等に係るコンプライアンス監査、当社及びそのグループ会社を対象とした財務報告に係る内部統制監査及び業務プロセスの監査を実施しております。同部は上記の各監査に関して、半期ごとの総括的な業務監査結果に加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、代表取締役社長・同部の所管取締役・監査役等に報告しております。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、次により記載されております。
1．百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
2．千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。

連結貸借対照表（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**438,263**	**流動負債**	**128,439**
現金及び預金	119,145	支払手形及び買掛金	38,898
受取手形及び売掛金	92,181	短期借入金	6,016
有価証券	71,659	1年内返済予定の長期借入金	6,973
たな卸資産	119,081	未払金	21,834
繰延税金資産	19,691	未払費用	14,895
その他	17,371	未払法人税等	21,056
貸倒引当金	△867	ＮＡＳ電池安全対策引当金	3,650
		競争法関連損失引当金	9,167
		その他	5,946
固定資産	**321,170**	**固定負債**	**203,401**
有形固定資産	**229,107**	長期借入金	161,160
建物及び構築物	66,293	繰延税金負債	15,200
機械装置及び運搬具	97,018	製品保証引当金	1,654
工具、器具及び備品	6,063	退職給付に係る負債	20,926
土地	27,003	その他	4,459
建設仮勘定	32,728	**負債合計**	**331,841**
無形固定資産	**2,962**	**純資産の部**	
ソフトウエア	2,224	**株主資本**	**419,492**
その他	737	資本金	69,849
投資その他の資産	**89,101**	資本剰余金	72,055
投資有価証券	72,526	利益剰余金	289,996
繰延税金資産	6,545	自己株式	△12,407
退職給付に係る資産	6,924	**その他の包括利益累計額**	**△2,751**
その他	3,253	その他有価証券評価差額金	23,458
貸倒引当金	△148	繰延ヘッジ損益	△20
		為替換算調整勘定	△15,475
		退職給付に係る調整累計額	△10,713
		新株予約権	**898**
		非支配株主持分	**9,953**
		純資産合計	**427,593**
資産合計	**759,434**	**負債・純資産合計**	**759,434**

（注） 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**401,266**
売上原価		**272,434**
売上総利益		**128,832**
販売費及び一般管理費		65,619
営業利益		**63,212**
営業外収益		
受取利息	438	
受取配当金	1,303	
持分法による投資利益	1,791	
その他	1,026	**4,559**
営業外費用		
支払利息	2,051	
為替差損	698	
その他	464	**3,214**
経常利益		**64,557**
特別利益		
固定資産売却益	195	
投資有価証券売却益	5,248	
補助金収入	166	**5,610**
特別損失		
固定資産処分損	397	
減損損失	4,161	
競争法関連損失引当金繰入額	6,313	
関係会社退職給付制度終了損	1,773	**12,646**
税金等調整前当期純利益		**57,521**
法人税、住民税及び事業税	18,012	
過年度法人税等	11,213	
法人税等調整額	△8,067	**21,157**
当期純利益		**36,364**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△15
親会社株主に帰属する当期純利益		**36,379**

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成28年４月１日
至　平成29年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年４月１日　残高	69,849	72,092	266,580	△1,363	407,158
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△12,963		△12,963
親会社株主に帰属する当期純利益			36,379		36,379
自己株式の取得				△11,182	△11,182
自己株式の処分		△36		137	100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△36	23,415	△11,044	12,334
平成29年３月31日　残高	69,849	72,055	289,996	△12,407	419,492

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成28年４月１日　残高	20,832	－	△5,888	△15,358	△414	875	10,352	417,972
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△12,963
親会社株主に帰属する当期純利益								36,379
自己株式の取得								△11,182
自己株式の処分								100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,625	△20	△9,586	4,644	△2,337	23	△399	△2,713
連結会計年度中の変動額合計	2,625	△20	△9,586	4,644	△2,337	23	△399	9,620
平成29年３月31日　残高	23,458	△20	△15,475	△10,713	△2,751	898	9,953	427,593

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成29年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**258,440**	**流動負債**	**118,799**
現金及び預金	43,172	買掛金	31,630
受取手形	406	短期借入金	26,077
売掛金	53,984	未払金	17,520
有価証券	71,659	未払費用	7,965
商品及び製品	20,901	未払法人税等	18,094
仕掛品	1,109	前受金	2,294
未成工事支出金	293	ＮＡＳ電池安全対策引当金	3,650
原材料及び貯蔵品	28,461	競争法関連損失引当金	9,167
繰延税金資産	11,697	関係会社事業損失引当金	1,935
短期貸付金	2,774	その他	463
未収入金	18,799	**固定負債**	**139,309**
未収消費税等	4,423	長期借入金	118,000
その他	828	繰延税金負債	9,976
貸倒引当金	△72	退職給付引当金	8,935
固定資産	**260,542**	製品保証引当金	1,329
有形固定資産	**76,710**	その他	1,068
建物及び構築物	25,283	**負債合計**	**258,109**
機械及び装置	27,272	純資産の部	
車両運搬具	128	**株主資本**	**236,819**
工具、器具及び備品	3,442	**資本金**	**69,849**
土地	16,219	**資本剰余金**	**72,027**
建設仮勘定	4,363	資本準備金	70,135
無形固定資産	**1,427**	その他資本剰余金	1,891
ソフトウエア	1,362	**利益剰余金**	**107,350**
その他	64	その他利益剰余金	107,350
投資その他の資産	**182,405**	固定資産圧縮積立金	1,976
投資有価証券	51,998	繰越利益剰余金	105,374
関係会社株式	75,447	**自己株式**	**△12,407**
関係会社出資金	24,074	**評価・換算差額等**	**23,155**
長期貸付金	14,629	**その他有価証券評価差額金**	**23,139**
前払年金費用	14,941	**繰延ヘッジ損益**	**16**
その他	1,400	**新株予約権**	**898**
貸倒引当金	△87	**純資産合計**	**260,873**
資産合計	**518,983**	**負債・純資産合計**	**518,983**

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 （自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**214,319**
売上原価		**154,139**
売上総利益		**60,180**
販売費及び一般管理費		35,246
営業利益		**24,934**
営業外収益		
受取利息	298	
受取配当金	17,761	
受取手数料	4,484	
為替差益	584	
その他	995	**24,125**
営業外費用		
支払利息	1,576	
その他	197	**1,774**
経常利益		**47,285**
特別利益		
固定資産売却益	6	
投資有価証券売却益	5,247	
補助金収入	166	**5,420**
特別損失		
固定資産処分損	274	
減損損失	2,319	
関係会社株式評価損	81	
関係会社出資金評価損	211	
競争法関連損失引当金繰入額	6,313	**9,200**
税引前当期純利益		**43,505**
法人税、住民税及び事業税	9,621	
過年度法人税等	11,213	
法人税等調整額	△3,658	**17,176**
当期純利益		**26,329**

（注） 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２９年5月１０日

日本碍子株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　井　夏　樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　崎　裕　司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増　見　彰　則 ㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本碍子株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
追加情報の（移転価格税制に基づく更正処分に対する取消訴訟の提起及び後続事業年度に関する更正処分について）に記載されているとおり、会社は、ポーランド子会社との取引に関し、過去に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受けているが、会社としては全額が取り消されるべきと考え、更正処分の取消訴訟を提起している。他方で平成23年３月期から平成27年３月期までの事業年度について同様の更正処分を受ける見込みとなったことから、さらに、平成28年３月期及び平成29年３月期についても同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、計上している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２９年5月１０日

日本碍子株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　井　夏　樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　崎　裕　司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増　見　彰　則 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本碍子株式会社の平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日までの第１５１期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
追加情報の（移転価格税制に基づく更正処分に対する取消訴訟の提起及び後続事業年度に関する更正処分について）に記載されているとおり、会社は、ポーランド子会社との取引に関し、過去に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受けているが、会社としては全額が取り消されるべきと考え、更正処分の取消訴訟を提起している。他方で平成23年３月期から平成27年３月期までの事業年度について同様の更正処分を受ける見込みとなったことから、さらに、平成28年３月期及び平成29年３月期についても同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、計上している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年５月15日

日本碍子株式会社
監査役会

常勤監査役　水野丈行㊞
常勤監査役　杉山　謙㊞
社外監査役　田中節夫㊞
社外監査役　寺東一郎㊞

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　場：名古屋市熱田区六野一丁目３番16号　当社本館１階ホール
電　話：(052) 872-7176　0120-00-3047（通話料無料）

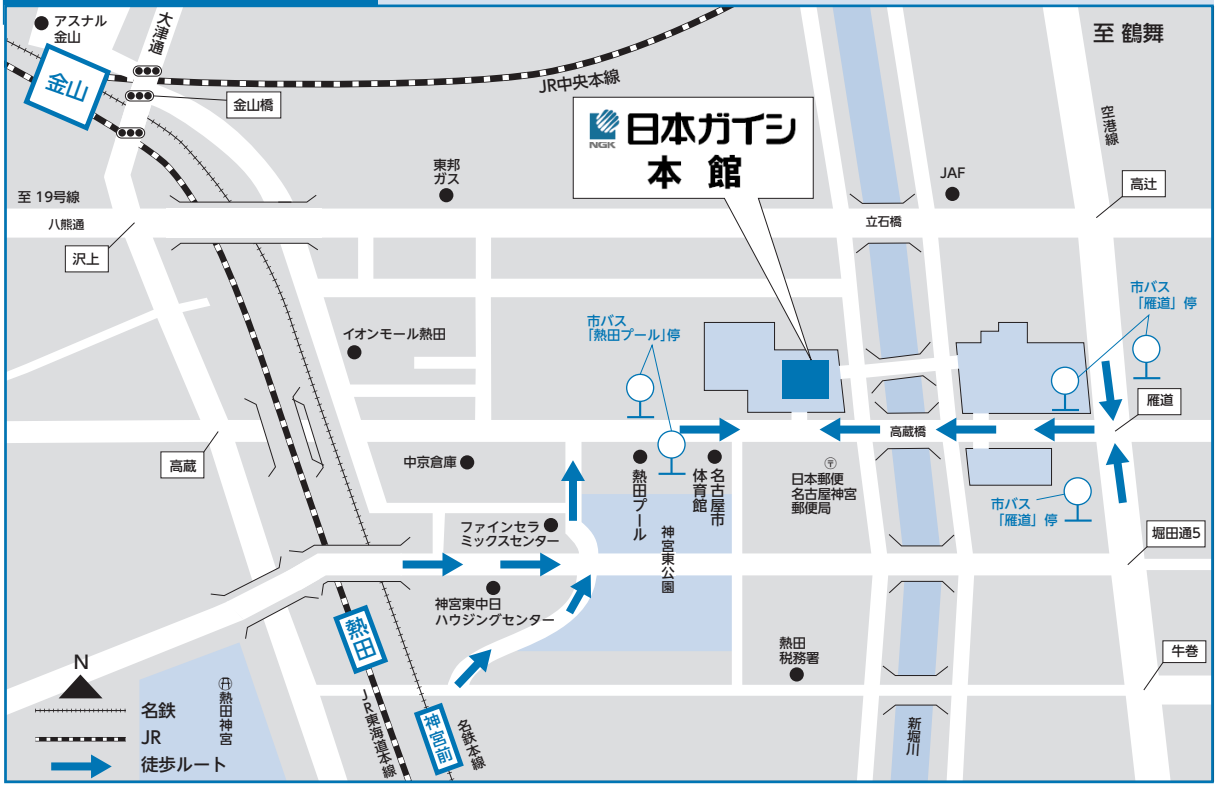

名鉄 神宮前駅（東口）から	●タクシー ……約 5分 ●徒歩 ……約20分	●バス ……約10分（市バス「名鉄神宮前」停から） ①8:58発　名駅18「名古屋駅」行⇒市バス「雁道」停下車
JR・名鉄・地下鉄 金山駅（北口）から	●タクシー ……約 5分	●バス ……約10～15分（市バス「金山」停から） ①【８番のりば】8:45発、9:22発 金山15「瑞穂運動場東」行 ⇒ 市バス「熱田プール」停下車 ②【４番のりば】9:10発　金山18「要町」行 ⇒ 市バス「雁道」停下車
JR・地下鉄 鶴舞駅から	●タクシー ……約10分	●バス ……約20分（市バス「鶴舞公園前」停から） ①【３番のりば】9:03発、9:08発、9:13発、9:18発、9:23発、9:28発 基幹１「鳴尾車庫」、「星崎」行 ⇒ 市バス「雁道」停下車 ②【３番のりば】9:07発　名駅18「名鉄神宮前」行 ⇒ 市バス「雁道」停下車
JR 熱田駅から	●徒歩 ……約20分	

※駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

VEGETABLE OIL INK